

2015年11月25日

【生活協同組合連合会 グリーンコープ連合・共同体

常務理事 生活再生事業推進室長 行岡 みち子 氏】



目 次

1. 自己紹介
2. 生活困窮者支援に取り組み始めた経過
3. 2年間の討議と相談室開設により理解できたこと
4. 生活再生相談から見えるもの
5. 生活困窮者自立支援の新たな取り組み
6. 質疑応答

1. 自己紹介

福岡から来ました、グリーンコープの行岡と申します。私たちは九州から大阪までの西日本エリアで活動する生活協同組合（以下「生協」）です。生協といっても、その役割はそれぞれの生協により異なっています。私たちの生協は、「自然と人の共生」「人と人の共生」「女と男の共生」「南と北の共生」という四つの共生を事業理念に掲げて活動しています。従って私たちは共同購入だけでなく、福祉事業や地域福祉としてホームレスの人たちの入居施設を運営し、保育園や幼稚園をつくるなど、生活に関わる様々な分野について総合的に取り組んでいます。年間の供給高は538億円です。

最近では今年（2015年）4月から福岡県をはじめ九州各県で、自治体の委託を受けて生活困窮者に対する家計相談支援を開始しました。これは今年4月に施行された生活困窮者自立支援法にもとづき全国的に行われている取り組みの一環です。この家計相談支援事業はグリーンコープの生活再生相談室の取り組みがモデルになって、全国に広がったものです。今日はこの生活再生相談室の取り組みについてお話をしたいと思います。

2. 生活困窮者支援に取り組み始めた経過

① 多重債務問題との出会い

グリーンコープが家計相談や生活再生に取り組む最初のきっかけは2004年頃に、北九州でホームレス支援活動をする認定NPO法人の抱樸（ほうぼく）から、困窮者支援について学んだことでした。後日この寄附講座で講義される牧師の奥田知志さんが理事長を

され、牧師さんや宗教関係の方たちを中心に活動されている団体です。奥田さんからは北九州のホームレスの6～7割の人が多重債務、つまり借金を抱えて故郷を追われ、一家離散していることを学びました。そして、ホームレスになる入り口を塞ぐという意味で、生協は多重債務問題に取り組む必要があるのではないかという提案を受けました。

そこで調査をしてみると、1998年のバブル崩壊後、企業倒産やリストラが進んで自己破産やホームレスが急増し、経済的な理由で自殺をする人も増えていました。グラフにするとこれらがほとんど同じカーブを描いています。そして2005年、生協内の状況を調べてみると、1%ぐらいの組合員が多重債務状態であることがわかったのです。

生協は商品を配達してそのお金を回収します。供給未収金をどのように回収するかという目線で見ると見えませんが、その人がどういう生活をしているのかという目線で見ると見えてくることがあります。家の周りが荒れ、夕方集金に行くと、子どもさんが出てきてお母さんはいないと言うけれど、明らかに中にいる様子です。家の周りに貸金業者のチラシが散乱していたり、「金返せ」と言うチラシや人格を中傷するような内容の紙が張られていたりします。こうして、1%弱の人たちが多重債務状態に苦しみ、中には夜逃げをしたり、自殺なさった方もいることがわかってきます。私たちの生協は商品にこだわっていて、例えば、牛乳もノンホモ・パステライズの瓶牛乳しか扱わない、洗剤も石けんしか扱わない、生産物もほとんど産直で、再利用・再生産ができるなどの付加価値をつけているので、決して安いお値段ではありません。そういう商品を購入している組合員でも、そういう状態の方がいることがわかりました。

また、生協で働いている職員のアンケートでは、27.5%の人が消費者金融からお金を借りた経験があると答えていて、その内、6.8%が自分も多重債務者だと思ったことがある。私たちは、賃金カットをしたことはないし、ペアができなくても定期昇給は必ずするようにして、給料を保障していることを誇りにしていますが、それでもこういう状態であることがわかり、多重債務問題に取り組もうと考えました。

② 生協としての困窮者支援の取り組みの始まり

当時は、私自身も含めてグリーンコープの組合員は、多重債務問題や貧困、生活困窮の問題は他人事であり、自分たちとは全く関係ないと思っていました。でも、調査の結果、職員の状況も組合員の状態もそうではないということがわかり、組合員にこの問題に取り組もうと呼びかけました。しかし組合員の多くは、なぜそんなことをしないといけないかと反対します。そこで2年間かけて福岡県内680カ所で組合員の集いを開き、延べ1万人が参加して組合員討議を重ねました。

組合員が反対した理由は大きく5つです。1つは、多重債務に陥るのはギャンブルや遊興費、キャバクラやホストクラブでの浪費が原因ではないかという、多重債務者への偏見

がかなりありました。その根底には差別意識がありました。2つ目は、多重債務問題は生協の組合員には無関係だ。協同組合はメンバーシップなので、自分たちの組合にはそういう人はいないという認識でした。3つ目は、多重債務問題は債務整理でほとんど解決しますが、どうしてもお金を貸さないといけないときには、組合員が拠出している組合出資金を使います。借金だらけの人にお金を貸して解決してもお金が戻ってこず、生協の経営に負担になってグリーンコープが潰れるのではないかと。4つ目は、そういう問題は行政が対処すべきで、生協の課題ではない。なぜ自分たちがそんなことをしないといけないか。5つ目は、自己責任で解決すべきだというご意見で、これが一番強かったです。

そういう中で、2005年11月の臨時総代会での議論を経て、2006年6月の通常総代会で生活再生事業に取り組むことを可決しました。結果は、賛成361、反対3、保留0でした。私は約30年間生協で活動していますが、保留0というのは、この総代会が初めてでした。これはかなり時間をかけて議論を尽くした結果です。反対の3票は、あくまでも自己責任で解決すべきだというご意見で、ご理解いただけませんでした。総代会にはオブザーバーが300人ぐらい参加しましたので、約600人が集まった大きな総会でしたが、かなりの議論をした結果、生活再生事業を始めるという結論になりました。

③ 生活再生の四つの事業

生活再生の取り組みの柱は4つあります。

1つは生活再生相談事業です。生活をどう立て直していくか、相談者の生活再生をめざして、一緒に悩みながら家計相談を通じて問題解決を図る取り組みです。

2つ目は、生活再生貸付事業です。家計相談を通じて1つの解決方法として貸付を行います。例えば、就職先が決まり卒業を目前に控えた、成績もトップクラスの大学生が1年半分の校納金を払えない、という相談がありました。奨学金を両親が自分たちの生活費に充てていたのが原因です。そこで親の債務整理をして借金の始末をし、大学に分割納付を交渉しましたが、全額現金で払わないと退学処分になると大学は言います。そういう場合に、私たちは、その校納金1年半分を私たちの出資金の中からお貸しをするわけです。

あるいは、住宅ローンの支払いについて、不況のためボーナスが出なくなり、毎月分の返済は月給からできるけれどボーナス返済分が払えないので消費者金融から高利でお金を借りて返済する。それが何回か重なり、借金の返済のためによそからお金を借りて返済する。こうして資金繰りが回らなくなるのが多重債務の状態です。自己破産で債務整理をしようとする、住宅が処分されることとなります。今では、住宅ローンがある場合は個人再生という新しい債務整理の仕方でも住宅ローン以外の債務整理を行うことが出来るのですが、このような場合に、住宅に消費者金融の抵当が入っている場合は生活再生貸付事業でお金を準備して抵当権をはずすというケースもあります。

3つ目は、予防活動です。なぜお金に困ってお金を借りることになるのか、また、利息の高さに気づかずわざわざ高い利息のものを借りたり、お金の管理の仕方がわからないという場合があるので、予防としての金銭教育事業を行っています。現在、組合員が主体になった家計簿クラブが約140団体活動しており、ゲーム仕立ての子ども金銭教育など予防に取り組んでいます。

4つ目は、消費生活支援事業。これは悪質・詐欺商法に対する啓発活動です。最近また振り込め詐欺が増えてお年寄りの被害が出ており、教育の機会を作る必要があります。

3. 2年間の討議と相談室開設により理解できたこと

① グリーンコープの中にも社会的被害者である多重債務者が存在

相談室を開設していろいろな事例を経験する中でわかったことが5つあります。

1つは、多重債務者は高金利と過剰貸し付けによる社会的被害者であり、決して本人だけの問題ではないということです。

社会的被害としての多重債務には4つの特徴があります。1つは過剰な貸し付けです。当時は返済の見込みもない人に限界を超えてお金を貸しました。2つ目は、借りやすいところほど高金利だということです。年利29.2%のところもあり、どんどん借金が膨らみました。3つ目は、クレジットやローン、金利に関する生活者の知識や情報の不足です。例えば、カードで支払いリボルビングで返済するリボ払いという方法があります。限度額まで借りられ、毎月一定額を返済し、隙間ができたならまた借りられる。この制度は便利な反面、一生借金づけという側面もあります。こうして溜まった大学生の借金を、卒業式の際に消費者金融業者がその親御さんをつかまえて回収したという話もありました。4つ目は、不完全な信用情報です。複数の金融機関から借金をすると、そのうちどこからいくら借りているのかがわからなくなるという問題があります。

社会的被害を象徴するように多重債務を原因とする自殺が増えたため、2006年に改正貸金業法ができ2010年から完全施行されました。これにより年収による借入額の制限を設け、上限金利を下げたことで問題の広がりはかなり押さえることができるようになりました。しかし消費者教育はまだ不足していると言えます。

2つ目に分かったことは、初年度の半年間の相談者の8割がグリーンコープの組合員だったことでした。価格より品質などを重視するグリーンコープの組合員には多重債務者はいないと誰もが思っていたので、皆とても驚きました。なぜその人たちは今まで相談してこなかったかという、例えば親は無理をしても子どもの大学進学のお金を準備しますが、子どもはそのことを知りません。親戚にお金の問題で相談すると嫌がられたり、問い詰められるので親戚にも相談できません。ではなぜグリーンコープの相談室に相談するかというと、同じ生活者目線で寄り添って話を聞いてくれ、苦しかったことに共感してくれ

る。そう考えて、相談に来るようになったのです。このことがわかり、相談室開設に反対していた人たちも含めて、この事業を開始して良かったと改めて確認しました。

② 遊興を理由とする借金はわずかで、生活再生貸付の貸倒率は1%

3つ目は、債務を抱えた多くの方の借金の理由は、リストラや失業などで収入が減少し生活費や教育費が不足したからでした。借金の理由をリーマンショックの翌年の2009年度と2014年度で比較してみると、2014年度は生活費や教育費、税金や医療という生活の基本的なことが原因で借金した人が51%（2009年度は45%）。また、九州は東京と違って車がないと仕事に行けません、住宅や物品、自動車のために借金した方が21%（2009年度は16%）。一方、遊興、ギャンブル、飲食を理由にした借金は5%（2009年度は6%）でした。収入が減少したりリストラで職を失い、生活に必要なので借金したことが引き金で多重債務となるケースが多いことが分かりました。これは自己責任論では解決できません。最近では消費者金融に対しては多重債務にならないよう規制が強化されましたが、一方で闇金融からお金を借りてもっと悲惨な目に遭うおそれもあるので、家計相談支援を通じた生活再生の対応が今後も必要だと思います。

4つ目ですが、多重債務の人たちにお金を貸したら貸し倒れになるのではないかという反対意見がありましたが、実際には、相談支援と家計相談の併用により、生活再生貸付の貸倒率は1%以下に止まり、経営に被害が及ぶことはないということです。

福岡、熊本、大分、山口、長崎のグリーンコープ生協が、生活再生事業を2006年から2009年にかけて順次開業しましたが、2014年度までの累計の実績は、電話件数は2万8,655件、面談件数は1万6,528件、貸付件数は2,146件です。多くは債務整理や家計相談の中で解決していきますが、どうしても貸付をしなければならないケースが2,146件、貸付総額は12億4,126万円でした。2014年度末の貸付残高は2億8,023万円ですから、約10億円は既に返してもらいました。貸し倒れの金額はトータルで1,221万円、約1%です。普通、金融機関では6~7%が貸し倒れにつながると聞いています。また、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けでは5~6割が貸し倒れになるという実績です。グリーンコープの場合はこれが約1%で、生活困窮者支援にはこういう取り組みが大事だということで厚生労働省のモデルになっています。

なぜグリーンコープでは貸し倒れが少ないかと言うと、相談と貸し付けをセットで進め、後フォローを伴走型できちんとしているからです。また、組合員出資金を10億円までは貸していいとみんなで決めましたが、これを回収できないと総代会でこの事業をやめなさいということになります。そこでお金をきちんと返してもらえるよう、生活の建て直しに力点を置いてきました。

最後に、もう一つわかったことは共助の大切さです。当初は行政がやればよいという意

見がありました。しかし行政がやらないし、公助を制度として作れと言っても制度がないのです。一方、自己責任、自助努力だけでは解決できません。つまり、共助で解決するしかないわけです。自分たちで解決することは、協同組合的解決方法だと思います。こうして生協法が予定していないような生協の取り組みの現実が先行して、生協法の改正につながり、生活困窮者自立支援法の中の家計相談支援事業につながりました。

4. 生活再生相談から見えるもの

① 相談に来た人たちの主体性を大切にしながら解決を図る

私たちは生活再生相談室でお金の問題の相談に乗り支援をしていますが、いつまでも関わり続けてお世話をすることはできません。いずれは自分たちで管理できるようになってもらわないと困ります。ですから、相談に来た人たちの解決能力をどう強めていくか、エンパワーメントしていくかを常に考えてきました。その背景には、一つは人間は自ら成長する力を持っているので、その力をどう引き出していくかという観点から相談支援していくべきだという基本的な考え方があり、もう一つは問題を解決するのは相談者本人であり、誰もその人に代わってその人の人生を生きられないという考え方がありました。

そのように考えた場合、相談に来た人の主体性をどう尊重するかが大事です。例えば、弁護士事務所に多重債務相談に行く場合、私たちは必ず相談に同行します。今では同行支援は当然ですが、最初の頃は弁護士から何故ついてくるのかと言われました。弁護士さんは法律の専門家ですから、30分も話を聞かないうちに、こうしなさい、君には自己破産しかない、などと頭ごなしに言われることがあります。たとえ自己破産が最善の解決方法だとしても、本人が納得していなかったり、どうしても自己破産ができないと思いつている場合は、裁判手続が最後まで進みません。だから、本人にどうしたいかをまず聞いて、例えば自己破産が嫌だという理由が家に執着しているためだとすれば、「今、56歳なのに、あと30年もローンを組んで、86歳まで高いローンを払い続けるより、ここで清算して借金も全部片づけて再出発したほうが、もっと老後が安心できますよ」と私たちからもお話をし、自己破産を選択してもらうこともあるわけです。多重債務の場合、解決の方法は4つぐらいあるので、どれを選択するかをご本人に決めてもらうようにしないと問題は解決しないことを、私たちは経験により学びました。したがって、ご本人が自分の家計の状態に気づいて、一緒に考えながらご本人が主体的に解決できる方策を判断してもらうことを私たちはめざしています。

② 生活再生相談室の特徴と多重債務の背景にあるもの

このように相談者の主体性を大事にするという考え方から、相談室の取り組みには以下のような特徴があります。一つは、相談者に寄り添った丁寧な相談を行うことです。2つ

目は、相談者の気づきを促して自分の状態に気づいてもらい、その上で、自立を支援していくことです。3つ目は、将来に対して希望が持てないと自立に向かって頑張れませんので、一緒に将来への見通しを立て、解決に向けて伴走します。4つ目は、借金を別の借金で返済して解決する方法は、よほどの場合以外には選択しません。むしろ法的救済を最優先します。どういう場合に別の借金で解決するかというと、例えば、若い人が70万～80万円の借金で自己破産すると、7～8年はお金が借りられなくなり、車を買うときもローンが組めないし、住宅ローンも組めなくなります。ですから若い方で金額が少額の場合は、借りかえのお金を準備することはあります。5つ目は、相談と貸付はセットで取り組みます。相談を十分に行うことなく貸し付けるようなことはしません。6つ目は、生活が再生するまで家計相談などを伴走型で行います。

相談を続けてきてわかったことは、多重債務や生活困窮の方が抱えている課題や背景にある問題は多様で複合的だということです。最初は、多重債務で借金が膨れて生活費が足りない、家賃が払えずホームレスになったなど、お金の問題で相談にお見えになります。福岡では2カ月家賃を滞納すると、部屋の中の荷物を全部外に放り出されて完全にロックアウトされ、車上生活やホームレスになることを余儀なくされます。そのほか、電気、ガス、水道代などが払えずライフラインが止まりそうだ、母子家庭で今の収入では生活ができない、車の税金の支払いや車検ができずに困っている、など全てお金の問題です。

しかし、相談を受ける中で、その背景にいろいろな課題があることに気がつきます。例えば、鬱状態や対人不安を抱えていたり、適応障害、発達障害がある方、家族との共依存関係を抱えていて、親兄弟にお金をとられてもそれでいいと思いながら1人で一生懸命働いている娘さんがいたり、ギャンブルやアルコール依存の人たちも垣間見られたりします。

家族が課題や問題を抱えていて、それが原因になる場合もあります。例えば、親御さんが子どもの障害を認めたくなくて何とかしたいという理由で、つば商法や拝み屋さんにすがり借金を重ねているケースも多く、親心の切なさを感じます。2006年8月に相談室を開設して家計相談を開始して最初の3カ月で、DVの問題、子どもの虐待の問題、親の介護のために仕事ができないという問題など、今、言われている問題が全て出てきました。

③ DVや子どもの虐待が背景にあった相談事例

1時間半ぐらいの相談室での家計相談では、家計表を一緒につくります。本人やご主人の収入、家族の収入も聞いていくわけです。ある事例では、借金を抱えて相談にお見えになった本人にはある程度の収入があったので、借金の問題さえ解決すれば何とかなると考えました。そして相談の最後に、「ところでご主人の収入が入っていませんがご病気ですか」とお聞きすると、ぼろっと涙をこぼされて、結婚してから一度もお金を入れてくれなかったこと、自分の給料から夫がお金を巻き上げていることが分かりました。そこで「それは

DVじゃないですか。今後、同じようなことがあったら電話をください」と話し、ご本人は私たちから言われて初めて「DVである」ことに気付かれました。その後その方の給料日に、お金を巻き上げられて殴られたり蹴られたりしたので子どもを抱えて家を飛び出した、という電話がかかってきたので、警察と連携してシェルターに一旦逃げるといった対応をしました。これは家計相談の中から見えてきたDVの事例です。

別の事例では、1歳未満の赤ちゃんを抱えたお母さんが借金の問題で相談にお見えになりました。家計表を一緒につくりながら、これで借金の問題も解決し家計の改善ができるとご本人も安心されました。ところが、相談の最後にその方が「私、子どもを虐待しているかもしれない」と言われました。そこで、お兄ちゃんがいると聞いていたので、「お兄ちゃんはお留守番ですか」と聞いたら、骨折で入院しているというのです。そこで、子育てサポートワーカーズの女性たちにその病院へ一緒に行ってもらおうと、お兄ちゃんはお母さんにおびえて、ワーカーズさんにしがみつくのです。それで、お母さんと病院の先生とも相談して、養護施設に一時預けることになりました。そういうことが家計相談の中でわかっていくということを最初の頃に経験しました。

今、ご紹介したような事例は、新しい生活困窮者自立支援制度がスタートした今では、自立相談支援事業につなぎ、そちらで対応するようになりました。

④ 多重債務対策から生活困窮者支援へ拡大する取り組み

相談のうち、お金に関する課題は家計相談支援で解決をめざし、家計収支改善のための生活の見直しは、家計管理という形で相談に応じ、借金についても債務整理や、必要に応じて貸し付けのあっせんにより解決をめざします。

ところで、今、大学生の51%は奨学金をもらっていますが、4年間目いっぱい借りると、卒業時に300万～400万円の借金を抱えます。その結果、安定した就職ができなかったり、職場になじめずに半年でやめたりした場合に、奨学金が返済できず自己破産するケースが増えています。自己破産全体の17%は奨学金が原因という問題があります。

また、借金以外のお金の問題もあります。例えば税金を滞納した場合、税金は自己破産したからといって免除してくれません。むしろ延滞金がつきます。だから、税金は絶対払わないといけない。電気、ガス、水道代も、払わないと供給をとめられます。それから、公営賃貸住宅の家賃の滞納とか、保育料の滞納、事例で紹介した校納金の対応、国民健康保険料、年金保険料や介護保険料の滞納も同じように問題です。最近では病院の支払いの滞納では、病院のソーシャルワーカーも一緒に相談にお見えになったり、介護保険の介護費用が払えないというので、地域包括支援センターのケアマネさんが一緒に相談にお見えになったりします。このように必要な場合は貸し付けもしますが、どちらかと言うと、給付や適正化で対応できないか、分割納付ができないかと、家計相談支援で対応しています。

私たちの生協が取り組んできた生活再生事業の中の家計相談支援が、一つのモデルとして生活困窮者支援制度の中に組み込まれ、生活困窮者自立支援法が今年（2015年）4月から施行されました。もちろん、多重債務対策の生活再生相談室は、福岡県内では4カ所で継続して行っていますが、あわせて、多重債務対策から生活困窮者自立支援の取り組みに切りかわり、いろいろな取り組みを新しい制度のもとで開始しています。

5. 生活困窮者自立支援の新たな取り組み

① ある母子家庭の相談事例——問題の背景を考える

自立相談支援事業所と家計相談支援事業所が中心になり、就労相談支援を含めて福祉課などと連携した支援の事例についてお話しします。相談者は20歳代の女性で、小学生と保育園児がいる母子家庭です。昨年9月千葉県銚子市で県営住宅に住む母子家庭が家賃を滞納し、強制執行による立ち退きの日に母親が娘さんの首を絞めて殺した事件に象徴されるように、母子家庭が抱えている問題はとても深刻です。収入が少ない問題だけでなく、家計管理が難しいという問題もあります。

この相談者は前月に離職し、今月支払い予定の賃金が9万円残っていましたが、カード3社から120万円の借金があり、カーローンも60万円ある。しかも返済がストップしている。電気、ガス代は1カ月分、水道代は4カ月分、国民健康保険料は2万円を滞納していました。このようなケースでは、借金の整理や滞納費の支払いだけに焦点をあてても問題は解決しません。なぜそうなったかという背景を一緒に考えることが必要です。この方の場合も家計表を一緒につくり、生活困窮の背景に何があるかをお聞きしました。

すると、夫と離婚して一人親になり、将来の不安やストレスで夜も眠れないこと、夫からは養育費が入ってこないこと、実の親とも絶縁状態で相談できる人もいないこと、などが見えてきます。子どもさんには少し学習障害の傾向があり、この子の将来がどうなるかという不安とストレスからカードショッピングが増え、120万円にまで膨張したこと。車がないと仕事ができないので、カーローンも60万円残っていること。かつ、この方は人と話すのが苦手なため、職場で孤立しがちで、それが原因で仕事をやめてしまった。その後就職先を一生懸命探しますが、不安を抱えている状態のまま面接を受けるので、なかなか面接もうまくいかず再就職が難しかったこと。社会的に孤立し、経済的にも困窮しているという課題に対して、総合的な支援が必要であることがわかります。

この家計表で見えることは、まずカード3社120万円とカーローン60万円の債務整理が必要ですので、一旦車を手放して自己破産という方法をとる必要があることです。

次に、この方は低所得の母子家庭ですので児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当は4カ月に1回まとめて支払われますが、これまでは児童扶養手当が入る月に滞納分をまとめて支払い、翌月から生活費が不足して滞納を繰り返していました。また、児童手当も

4カ月に1回まとめて支払われますが、同じように収入が波を打つ状態です。

3つ目は、離婚前からご主人も一緒に住んでいたマンションの住宅費が高いので、公営住宅に移転すれば、月2万4,000円ぐらい減額できるということも見えてきます。

4つ目に深刻だと思ったのは、幼い子供が2人いるけれど、食費を相当削って生活されていて、御飯とお味噌汁とふりかけしか食べていないことです。月1万5,000円から2万円の食費では栄養も全く足りず、食生活の改善が必要であることがわかります。

② 家計相談支援による問題の解決

サラリーマンの場合は毎月ほぼ同じ収入が入るので安定した生活ができ、年に2回の賞与は電化製品を買うなどのイベントの費用にあてて生活を組み立てられます。しかし、生活困窮している人たちの収入は波を打っていて、家計を管理するのはとても難しいです。この人の場合は、パートタイマーで月々の収入が11万円あるとすると、子ども2人の児童扶養手当は4カ月に1回（8月、12月、4月）、2014年度で言えば毎回18万4000円が支給されます。また、児童手当も4カ月に1回（2月、6月、10月）、毎回8万円が支給されます。すると、7月は11万円、8月は29万4000円、9月は11万円、10月は19万円というように毎月の収入が大きく波を打ちます。

一方、1カ月の生活費は15万円ぐらいでしたので、月11万円のパート収入に、児童扶養手当と児童手当を毎月にならして加えると、生活できないわけではありません。月平均の収入は17万6,000円ですから、2万6,000円の黒字になるはずですが、現実には7月は4万円の赤字、8月は14万4,000円の黒字、9月は4万円の赤字、10月は4万円の黒字で、8月の14万4,000円の黒字のときに滞納してきたものをまとめて払うことになるわけです。千葉県銚子市で子どもを殺してしまったお母さんも、お金がたくさん入ったときに、娘に常日ごろ我慢させていたブランドのバッグを買ってあげるなど反動が起こるわけです。そのようにして、家計が維持できなくなる事例が多いです。これは年金生活者も同じです。2カ月に1回まとめて年金が入りますが、その翌月は収入ゼロで家計をコントロールできないというケースがあって、同じような問題が起きています。そこで、家計表をつくって本人自身が家計の現状を把握できるようになることが大事です。

家計表を作ったあとご本人は、「収入に波があってわからなかったけれど、毎月の平均収入がわかり一月にどれぐらい使っているかわかった。だから、お金がまとまって入ったときでも一斉に使わず、別預金にして貯めておき、足りない月に引き出せばいいということがわかった。借金や滞納金額の総額や、毎月の返済できる金額もわかった。支出の課題が見えたので、自分の生活の見直しが図れそうだ。家賃の低いところに移り、その分だけ食費は予算を厚くして生活を組み立てようと思った」と言われました。

収入が幾らあれば生活ができるかが見えてくるとそれが就労意欲につながり、11万円

ないと絶対に生活できないわけじゃなくて、9万円あればぎりぎりでも生活できるということが見えてきました。だからあまり無理をしないことと、生活資金が不足する月の備えとして、袋にお金を分けて管理していくことが必要だとわかった、というように、一つ一つの困りごとに合わせて関係機関と連携して家計相談を行うことで、家計の見直しを進められることが見えてきました。この方の場合、借金などの多重債務問題は弁護士さんにつないで、自己破産の手続きをとって解決し、水光熱費や国保の滞納分は分割納付を交渉して対応してもらいました。

③ 収入を増やすことによる問題の解決

収入の確保については、自立相談支援機関と一緒に自宅近くで自転車通勤可能な職場を探して、見つけることができました。また、夫が養育費を全く払っていないので、支払い命令を出してもらい、養育費を払ってもらえるように自立相談支援機関で夫と話し合いをして、最低2万円を確保しようと対応しました。こうした対応を行った結果、それまではストレスや心労による買い物依存の傾向があったのですが、ストレスが解消しコントロール可能となりました。子育ての不安についても学習障害等のサポートセンターにつないで解決していく、そういうことを家計相談と自立相談支援機関でやってきました。

家計相談支援の効果で一番大事なものは、本人自身が自分の家計の状態がどうなっているかがわかり、不安の背景なども見えるようになることです。自分の家計の状態がわかれば、幾ら足りないかというのがわかります。相談にお見えになる方は、今日支払うお金が足りないということはわかるのですが、1カ月にするといくら不足しているのか、1万円なのか2万円なのか、あるいは3万円なのかほとんどわかっていません。ですから、まず1カ月に幾ら不足しているかということ、相談の中で見えるようにしていきます。

それが見えたら、じゃあ足りない分を、就労を増やして収入を増やすか、もしくは、誰か援助をしてくれる親や兄弟がいないか、当座の何カ月間を支援してくれる人がいないかと考えていきます。子どもと同居している場合でも、子どもに食費を求めている世帯もあるので、「少なくとも働いている子どもからは食費として2万円ほど入れてもらったらどうですか」というようなことを話して、家計収入を増やす工夫をします。それでも収入が増やせない場合は、「じゃあ、どの費目を減らせますか」という相談を行っています。

④ 困窮化するお年寄りと、生活苦に直面する児童のいる世帯

次に、私たちが生きているのはどんな時代なのかについて説明したいと思います。

私たちのところにご相談にお見えになる方はこの5年間で3割近く増えています。年齢階級別に相談者数の推移をみると、20歳代から50歳代までは微増で全体に占める比率は低下しています。深刻なのは、60歳代の人たちの相談が1.5倍近く、70歳代以上

の人たちの相談が3倍近くに増えていることです。年金額が少ないということなども影響して、お年寄りの困窮が年々深刻になっています。私たちが相談室を開始したころは、お年寄りの相談は少なかったです。しかし今では、「下流老人」や「老後破産」という言葉がニュースでよく話題なっていますが、如実にそういう問題が出てきています。

借金の理由としては「生活費の不足」が増えています。そして、相談にお見えになっている人たちの5割以上の方が、税金や公共料金、家賃を滞納していますが、この割合も増加しています。以前は相談の半分は債務整理すればその後の家計は成り立つという状態だったのですが、現在ではその後の家計が成り立つかわからない、あるいは成り立たないという人たちが増えています。これもまたちょっと深刻だと思います。

2008年に県民対象の相談事業所になってからは、生協組合員よりも県民からの相談が増え、2014年度には家族の年収が300万円以下の方が7割、本人の年収が200万円以下の方が65%と増加しているのが最近の相談者の傾向です。

また、エンゲル係数の推移をみるとだんだん係数が高くなっていて、庶民の生活が大変になってきていることがわかります。世帯の生活意識の年次推移をみても「やや苦しい」「大変苦しい」という回答が増えています。中でも児童のいる世帯では、生活が苦しいという回答が2/3を超えており、世の中の様子が伺えます。

⑤ 生活困窮者自立支援事業で明らかになった課題

今年2015年から生活困窮者自立支援事業が開始され、グリーンコープは多くの自治体から事業を受託しています。福岡県内では自治体ごとに家計相談支援事業と自立相談支援事業をあわせて、または家計相談支援事業を単独で自治体から受託しています。

私たちは多重債務相談とは別に、生活困窮者自立支援制度に基づく相談室を開設して、生活保護ではない方たちから相談を受けています。そこで相談者が何に困っているか複数回答で尋ねると、収入や生活費が62%、家族関係や人間関係が40%、税金や公共料金の支払いが38%、病気や健康、障害が35%、借金が30%などとなっています。驚いたことに、食べるものがなくて困っているという方も13%いらっしゃいました。それで、生協の組合員さんから食べ物を出してもらおうと、1週間で約2トン集まりました。それを各相談所に配付して、そこでとりあえずは解決しています。DVや虐待の相談も5%ありました。厚労省のホームレス調査ではないとされた郡部の一部のエリアにもホームレス状態の人が7人もいたことが明らかになりました。

このように地域の中に今まで埋没していたけれど、複数の困りごとを抱えて大変な思いをしている人たちがいるというのがよくわかりました。お金が回らなくなると、人間関係も悪化する傾向があって、誰にも助けが求められないという現状を今の日本の社会が抱えていることもわかりました。

もう一つ驚いたのは、障害を抱えている方が、相当数いらっしゃることです。障害者手帳を持たないけれど、身体、知的、精神的障害や、発達障害など、疑いありも含めて、3割強の人たちが何らかの障害を抱えていて、どこにも相談する場所がなかったということも明らかになりました。そういう意味でも生活困窮者自立支援制度は、問題の発見に大きく役立っています。今後、その解決が求められていると言えます。

6. 質疑応答

【質問】 相談者の心のケアをして働く意欲を持ってもらうというお話がありましたが、高齢者は就労がしづらいように思います。どのように対応されているのでしょうか。

【行岡】 高齢者でも元気なお年寄り結構働きたいと仰っていて、あまり無理のないような就労先をご紹介します。もう一つ重要なことは、70歳から75歳くらいの年齢になるとお金の管理がとても煩わしくなるという傾向があります。例えば買い物の計算がうっとうしいので千円札や1万円札しか出さず、おつりの小銭がどんどんたまっていくケースもあります。あるいは2カ月に1回、年金が2カ月分まとめて口座に振り込まれるので、それを2つに分けて1か月分ずつ口座に分け、支払いも対象別に小分けするなどのサポートが必要です。また、寂しいと感じている高齢者は、訪問販売が来るとどんどん買い込んで家じゅう荷物があふれ、借金を抱えて生活できなくなるということがあります。ですから、デイサービスなどの居場所につないであげたり、訪問販売につい乗せられて買ってしまわないように地域の中で見守ってあげる、年金支給日におうちに行って週単位でお金を封筒に分けてあげて、生活の仕方をアドバイスしたりサポートしています。

【質問】 似たような取り組みをやっているところは、関東地方にはないのでしょうか。

【行岡】 生協という形でやっているところは、関東にはありません。ただし、東京では生活サポート基金というのがあって、東京都の委託を受けて多重債務相談窓口を開いています。そこで相談を受けながら、東京都の資金が入って労金さんを通じて貸し付けを行う取り組みがあります。これは、生活困窮者自立支援の事業ともまた異なります。

【質問】 学生ローンなど、学生に関連する多重債務について何か特徴はありますか。

【行岡】 私が大学生のころは質屋さんがあって、時計を質に入れてそれでお金を都合したというようなこともありました。当時は、時計を質に入れて流れてしまっても無くすのは時計ぐらいで、借金には限度がありました。今はリボ払いがあったり、カードでキャッシングして物を買ったり、いよいよ困っている学生はブランド品をカードで購入して、それを9割ぐらいで買い取ってくれる所に持って行って現金化して資金を作りますが、その借金が溜まってどうにもならなくなった事例もありました。このときは親御さんに来ても

らって一緒に解決しました。例えば医学部の学生さんなどは、貸してもらえるお金が大きかったりします。それが引き金になって、借金が膨張したという事例もあります。

それから、コンパに行って1人5,000円、20人だと全部で10万円、みんなのお金を回収しますが、代金を自分のカードのリボ払いで支払います。そして集まった10万円の現金を自分のお小遣いにします。ほんとうはそれは借金なので、結局みんなから出してもらった10万円に利息が18%ぐらいついてしまったという学生さんもいます。

最近ではスーパーで買い物するときポイントがつくからという理由で、全部カード払いにする人が多いです。しかしこれは、借金で日常生活しているということですから、返済金額が回らなくなったら、たちまち全部の資金がストップします。私たちのところへのご相談の8割は、借り入れのお金が限度をオーバーして、どこからも借りられなくなった状態でお見えになります。例えば自己破産の17%は奨学金というふうに申し上げましたが、債務整理をすると向こう7~8年はどこからもお金を借りられません。信用がなくなり社会生活をしていく上でとても大きなリスクを負うことになります。

【質問】 一時期、消費者金融のコマーシャルがすごく賑やかで広告もそこら中に出ていましたが、最近では少し減りました。この広告の影響はかなりあるのでしょうか。

【行岡】 改正貸金業法が施行されて以降、しばらく宣伝はありませんでした。その以前は、チワワが出てくる宣伝など大変盛んでした。4つの大手消費者金融のオーナーが長者番付10位以内に入るぐらい、貸金業が儲けている時代がありました。儲けているということは、それだけ被害をこうむっている人が多いということです。最近、また広告が増えている、ちょっと心配ですね。

相談に来る皆さんは、最初に借りるときは怖くて、どきどきして借りに行ったけれど、3回目あたりからは平気になって、安易に借金をしてしまうようになったとおっしゃいます。若いうちから、そういうことには注意しておいたほうが良いと思います。

学生の皆さんがアルバイトでお金をたくさんもらうようになって、そしてカードも使って買い物をし過ぎることがあります。払えると思っていたが、卒業する間際に変な借金を抱えてしまっていたという話を聞くこともあります。物品の購入に関しては、借金をすることに比べてあまり制限がないので気をつけたほうが良いと思います。貸金のほうは収入の3分の1以上は借りられないとか信用情報が一元化されるなど、貸金業法の改正により貸付制限をかなり強力に行ったので、多重債務で苦しんでいる人はひとりの10分の1ぐらいに減っています。しかし、宣伝もだんだん増えていたりするので、今後も気をつけたほうが良いと思います。

<文責：全労済協会調査研究部>